

第109回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

山口県宇部市大字沖宇部5253番地
当社本店（宇部工場）

決議
事項

第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 取締役に対する業績連動
型株式報酬等の額及び内
容決定の件

行使
期限

郵送及びインターネット等による議決権行使期限
2023年6月28日（水）午後5時30分まで

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取りやめております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

セントラル硝子株式会社

証券コード 4044

目次

■ 第109回 定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
【添付書類】	
■ 事業報告	19
■ 連結計算書類	37
■ 計算書類	40
■ 監査報告書	43

(証券コード 4044)

2023年6月7日

(電子提供措置の開始日) 2023年5月31日

株 主 各 位

山口県宇部市大字沖宇部5253番地

セントラル硝子株式会社

代表取締役社長執行役員 清水 正

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.cgco.co.jp/ir/stockinfo/generalmeeting.html>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（セントラル硝子）又は証券コード（4044）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、事前に書面又はインターネット等によって議決権を行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	山口県宇部市大字沖宇部5253番地 当社本店（宇部工場）
3. 目的事項	報告事項 1. 第109期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第109期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

**4. 招集にあたっての決定事項
(議決権行使についてのご案内)**

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と書面による議決権行使が同日にされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、本株主総会につきましては、当社は、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様に対して従来どおり一律に株主総会資料を書面にてお送りしております。なお、第110回以降の定時株主総会時には、書面による一律送付を取りやめる予定としております。
- ・電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様へご送付している書面には記載しておりません。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ・配当金のお支払について
当社は、2023年5月24日開催の取締役会におきまして、会社法第459条第1項及び当社定款第39条の規定に基づき、第109期事業年度の期末配当金を同年6月8日を支払開始日として、1株につき77円50銭と決議いたしました。これにより当期の年間配当金は、中間配当金37円50銭を含めまして、1株につき115円となります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月29日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 票

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案及び第2号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

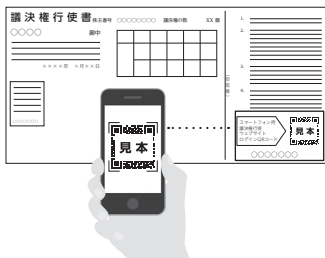
※議決権行使書はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

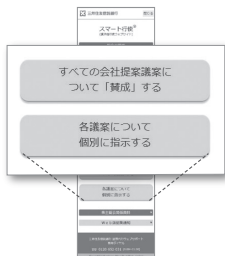
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



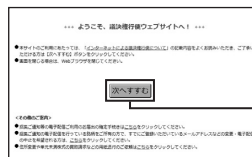
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

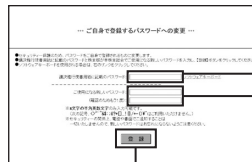
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況			
1	し みず ただし 清 水 正	代表取締役 社長執行役員	再任		
2	まえ だ かず ひこ 前 田 一 彦	代表取締役 副社長執行役員 〔化成品事業統括、経営管理室、法務部、化成品事業企画部、独占禁止法遵守推進委員会、安全保障貿易管理委員会、コンプライアンス推進委員会、サステナビリティ委員会 担当〕	再任		
3	いり さわ みゆる 入 澤 稔	取締役 常務執行役員 〔硝子事業統括、硝子事業管理部（硝子事業管理部長）、硝子繊維部 担当〕 〔重要な兼職の状況〕 セントラル硝子プロダクツ(株)代表取締役社長	再任		
4	とく なが のぶ ゆき 徳 永 敦 之	常務執行役員 〔監査部、化成品品質保証室、品質保証統括部、グループ品質コンプライアンス委員会 担当〕	新任		
5	いし い あき ひろ 石 井 章 央	常務執行役員 〔化成品技術企画部、知的財産部、基盤化学研究所、機能化学研究所、New-STEP研究所、化成品生産技術センター 担当〕	新任		
6	あか まつ よし のり 赤 松 佳 則	常務執行役員 〔素材化学品営業部、医療化学品営業部、アグリ・バイオ事業推進室 担当〕	新任		
7	にし で てつ お 西 出 徹 雄	社外取締役	再任	社外	独立
8	こい めま き み 鯉 沼 希 朱	社外取締役 〔重要な兼職の状況〕 弁護士 あさひ法律事務所 パートナー	再任	社外	独立
9	かわ た まさ や 河 田 正 也	社外取締役 〔重要な兼職の状況〕 明治ホールディングス(株)社外取締役	再任	社外	独立

再任：再任取締役候補者

新任：新任取締役候補者

社外：社外取締役候補者

独立：証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	しみず ただし 清水 正 (1955年4月1日)	<p>1978年4月 当社入社 2005年10月 当社国際部長 2010年10月 当社人事部長 2011年6月 当社執行役員 人事部長 2012年6月 当社取締役 常務執行役員 人事部長 2013年6月 当社取締役 常務執行役員 2015年6月 当社代表取締役 専務執行役員 国際部長 2016年6月 当社代表取締役 専務執行役員 2017年6月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 2017年より代表取締役社長執行役員を務めており、当社グループの事業全般において幅広い見識を有するとともに、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	28,200株
2	まえだ かず ひこ 前田 一彦 (1959年11月25日)	<p>1984年4月 当社入社 2006年6月 当社化成事業企画室長 2009年10月 当社化成事業企画部長 2012年10月 当社エネルギー材料営業部長 2014年6月 当社執行役員 エネルギー材料営業部長 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 2021年6月 当社代表取締役 専務執行役員 2022年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 (現任)</p> <p>[化成事業統括、経営管理室、法務部、化成事業企画部、独占禁止法遵守推進委員会、安全保障貿易管理委員会、コンプライアンス推進委員会、サステナビリティ委員会 担当]</p> <p>【取締役候補者とした理由】 化成事業、特にファインケミカル部門の研究・企画業務を主とした豊富な経験に加え、関連部門を含めた幅広い見識を有するとともに、2021年より代表取締役を務めており、経営者としての豊富な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	5,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	いりさわみのる 入澤稔 (1960年6月20日)	<p>1983年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 1983年6月 当社入社 1983年6月 当社硝子繊維部長 1985年6月 当社執行役員 硝子繊維部長 1986年6月 当社執行役員 国際部長 1988年6月 当社常務執行役員 1990年6月 当社取締役 常務執行役員 1993年4月 当社取締役 常務執行役員 硝子事業管理部長(現任)</p> <p>【硝子事業統括、硝子事業管理部(硝子事業管理部長)、硝子繊維部担当】 (重要な兼職の状況) セントラル硝子プロダクツ(株)代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 長年にわたる金融機関における豊富な経験に加え、ガラス事業及び管理部門を主とした幅広い見識を有するとともに、2020年より取締役常務執行役員を務めており、経営者としての十分な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	4,000株
4	とくながのぶゆき 徳永敦之 (1961年4月13日)	<p>1986年4月 当社入社 1986年6月 当社川崎工場長 1988年6月 当社執行役員 宇部工場長 1990年6月 当社執行役員 化成品事業企画部長 1992年2月 当社執行役員 品質保証統括部長 1993年6月 当社常務執行役員 品質保証統括部長 1995年6月 当社常務執行役員(現任)</p> <p>【監査部、化成品品質保証室、品質保証統括部、グループ品質コンプライアンス委員会 担当】</p> <p>【取締役候補者とした理由】 化成品事業の研究・企画業務を主とした豊富な経験に加え、関連部門を含めた幅広い見識を有するとともに、2021年より常務執行役員を務めております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、新たに取締役候補者いたしました。</p>	5,000株

新任

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5 新任	いし い あき ひろ 石井章央 (1962年3月23日)	1986年4月 当社入社 2016年9月 当社化学研究所長 2019年6月 当社執行役員 化学研究所長 2021年6月 当社常務執行役員 化学研究所長 2022年7月 当社常務執行役員 (現任) [化成品技術企画部、知的財産部、基盤化学研究所、機能化学研究所、 New-STEP研究所、化成品生産技術センター 担当] 【取締役候補者とした理由】 研究部門を主とした豊富な経験に加え、関連部門を含めた幅広い見識を有するとともに、2021年より常務執行役員を務めております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、新たに取締役候補者いたしました。	2,700株
6 新任	あか まつ よし のり 赤松佳則 (1964年1月15日)	1989年4月 当社入社 2021年4月 当社化成品営業部長 2022年4月 当社執行役員 化成品営業部長 2022年6月 当社常務執行役員 化成品営業部長 2022年10月 当社常務執行役員 (現任) [素材化学品営業部、医療化学品営業部、アグリ・バイオ事業推進室 担当] 【取締役候補者とした理由】 研究部門における経験と、化成品事業の企画・営業業務を主とした豊富な経験に加え、関連部門を含めた幅広い見識を有するとともに、2022年より常務執行役員を務めております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、新たに取締役候補者いたしました。	1,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	にし で てつ お 雄 西出徹雄 (1950年2月22日)	<p>1975年4月 通商産業省入省 1999年4月 奈良先端科学技術大学院大学教授(併任) 2002年7月 経済産業省中国経済産業局長 2004年6月 塩ビ工業・環境協会専務理事 2007年4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科特任教授 2007年7月 (社)日本化学工業協会専務理事 2011年4月 (一社)日本化学工業協会専務理事 2016年6月 (一財)化学研究評価機構理事 2017年6月 当社取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 西出氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる行政官、大学教授及び業界団体の運営に携わった幅広い経験、見識を有しており、当社のビジネス環境や経営全般に対して、独立的な立場から十分な助言と監督を期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>	0株
8	こい ぬま き み 鯉沼希朱 (1965年4月19日) (戸籍上の氏名： 長谷川 希朱)	<p>1991年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1991年4月 榊田江尻法律事務所(現あさひ法律事務所)入所 (現任) 2007年7月 同事務所パートナー(現任) 2016年1月 森トラスト・ホテルリート投資法人監督役員 2018年6月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士 あさひ法律事務所 パートナー</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 鯉沼氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる弁護士として企業法務に関する豊富な経験、見識を有しており、取締役の業務執行に対して、当該知見を活かして専門的な観点から十分な助言と監督を期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9	かわた まさや 河田 正也 (1952年4月20日)	<p>1975年4月 日清紡績(株)(現日清紡ホールディングス(株)) 入社 2006年6月 同社 執行役員 人事本部長 2007年4月 同社 経理本部副本部長(兼務) 2007年6月 同社 取締役執行役員 2008年4月 同社 事業支援センター副センター長 2009年4月 日清紡ブレーキ(株)代表取締役社長 2010年6月 日清紡ホールディングス(株) 取締役常務執行役員 2011年6月 同社 経営戦略センター副センター長、 新規事業開発本部長(兼務) 日清紡ケミカル(株)代表取締役社長 2012年6月 日清紡ホールディングス(株) 取締役専務執行役員 日清紡メカトロニクス(株)代表取締役社長 2013年6月 日清紡ホールディングス(株) 代表取締役社長 2019年3月 同社 代表取締役会長 2021年6月 当社取締役(現任) 2022年3月 日清紡ホールディングス(株) 取締役会長</p> <p>(重要な兼職の状況) 明治ホールディングス(株)社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年にわたる会社経営に携わった豊富な経験、見識を有しており、経営者の視点で、取締役の業務執行に対して、経営全般に関する専門的な観点から十分な助言と監督を期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は西出徹雄、鯉沼希朱及び河田正也の三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 西出徹雄、鯉沼希朱及び河田正也の三氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役の独立性及び選任理由
当社の社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する役員であり、取締役会の判断の公正を担保、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担う役員であります。
西出徹雄、鯉沼希朱及び河田正也の三氏は、上記の条件を満たす方であることから、社外取締役候補者となりました。

社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、具体的には以下の基準に抵触しない人物としております。

- ①当社を主要な取引先とする人物又はその業務執行者
 - ②当社の主要な取引先又はその業務執行者
 - ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家
 - ④当社の主要株主又は主要株主の業務執行者
 - ⑤当社又はその子会社の業務執行者
4. 社外取締役が就任してからの年数
本株主総会終結の時をもって、西出徹雄氏は6年、鯉沼希朱氏は5年、河田正也氏は2年となります。
 5. 責任限定契約の内容の概要
西出徹雄氏、鯉沼希朱氏及び河田正也氏は、当社の社外取締役であり、当社は三氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。三氏が取締役に選任され就任した場合、当社は三氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

現在の監査役のうち堀正明氏及び河合弘行氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び重要な兼職の状況
1	三箇山 俊文 <small>み か やま とし ふみ</small>	[重要な兼職の状況] 加藤記念バイオサイエンス振興財団 理事長 (予定) 新任 社外 独立
2	後藤 昌子 <small>ご とう まさ こ</small>	[重要な兼職の状況] 後藤昌子公認会計士事務所 代表 (予定) 新任 社外 独立

新任 : 新任監査役候補者 社外 : 社外監査役候補者 独立 : 証券取引所届出独立役員

	氏名 (生年月日)	略歴、 当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1 新任	三箇山 俊文 <small>み か やま とし ふみ</small> (1957年7月18日)	1983年4月 麒麟麦酒(株) (現キリンホールディングス(株)) 入社 2002年9月 同社 医薬カンパニー医薬探索研究所長 2004年3月 同社 医薬カンパニー企画部長 2007年7月 キリンファーマ(株) 取締役執行役員研究本部長 2008年10月 協和発酵キリン(株) (現協和キリン(株)) 執行役員研究本部長 2010年4月 同社 執行役員 経営企画部長 2012年3月 同社 常務執行役員 海外事業部長 2014年3月 同社 取締役 常務執行役員 海外事業部長 2018年3月 同社 取締役 専務執行役員 海外事業統括 2021年3月 協和キリン(株) 取締役副社長 海外事業統括 2023年6月 加藤記念バイオサイエンス振興財団 理事長 (予定) (重要な兼職の状況) 加藤記念バイオサイエンス振興財団 理事長 (予定)	0株
		【社外監査役候補者とした理由】 長年にわたる業務・経営に携わってこられた豊富な経験と見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、また客観的かつ独立的な立場で取締役の職務執行を適切に監査できると判断し、社外監査役候補者といたしました。	

	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2 新任	ごとう まさこ 後藤 昌子 (1978年2月21日) (戸籍上の氏名： 高橋 昌子)	2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2004年4月 公認会計士登録 2007年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）マネージャー 2017年8月 日本公認会計士協会 広報委員会 副委員長 2017年10月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアマネージャー 2023年6月 後藤昌子公認会計士事務所 代表（予定） （重要な兼職の状況） 後藤昌子公認会計士事務所 代表（予定）	0株
		【社外監査役候補者とした理由】 監査法人において、長年にわたる法人監査に携わってこられた豊富な経験と見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、また客観的かつ独立的な立場で取締役の職務執行を適切に監査できると判断し、社外監査役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、三箇山俊文氏、後藤昌子氏の選任が承認された場合、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 三箇山俊文、後藤昌子の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役の独立性及び選任理由
当社の社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する役員であり、取締役会の判断の公正を担保、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担う役員であります。
三箇山俊文、後藤昌子の両氏は、上記の条件を満たす方であることから、社外監査役候補者といたしました。

社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、具体的には以下の基準に抵触しない人物としております。

- ①当社を主要な取引先とする人物又はその業務執行者
- ②当社を主要な取引先又はその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家取引先
- ④当社の主要株主又は主要株主の業務執行者
- ⑤当社又はその子会社の業務執行者
- ⑥当社又はその子会社の非業務執行取締役

三箇山俊文、後藤昌子の両氏は、現在及び過去において、両氏及びその近親者の方で、上記①～⑥の独立性の基準に抵触する方はございません。又、両氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社の取引先又はその出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

4. 責任限定契約の内容の概要

三箇山俊文、後藤昌子の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項の規定に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

以上

【ご参考】スキル・マトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合には、各取締役及び各監査役の保有するスキル等の組み合わせは以下のとおりとなります。

役位区分	氏名	知識・経験・能力						
		経営	財務・会計	法律・ コンプライアンス	国際	サステナビリティ	営業・ マーケティング	技術・ 研究開発
取締役	清水 正	●	●	●	●			
	前田 一彦	●		●	●	●	●	●
	入澤 稔	●			●		●	
	徳永 敦之	●		●			●	●
	石井 章央	●				●		●
	赤松 佳則	●			●		●	●
	西出 徹雄	●			●	●		●
	鯉沼 希朱			●				
	河田 正也	●	●		●			
監査役	富岡 孝夫					●		●
	村田 正徳		●	●				
	西村 俊英	●	●					
	三箇山 俊文	●			●			●
	後藤 昌子		●					

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」及び「業績連動報酬」で構成されておりますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、新たに信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本制度による報酬は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（月額3,600万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、2024年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するものとします（ただし、下記2.（2）のとおり、対象期間を延長することがあります）。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告の会社の現況②会社役員（4）に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案末尾の【ご参考】に記載のとおり変更することを2023年5月11日開催の取締役会において決議しており、本議案は、かかる変更後の方針に従った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容となっているため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第1号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役は6名となります。

（注）本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定としております。

本議案は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会において決議したものです。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

① 本制度の対象者	当社の取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2024年3月末日で終了する事業年度から 2028年3月末日で終了する事業年度
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金200百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり23,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金200百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記(3)③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定いたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得いたします。

(注) 上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託いたします。また、上記のとおり当社の執行役員に対しても本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、同制度に基づき当該執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託いたします。

なお、指名・報酬委員会の答申を踏まえた当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金40百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続いたします（以降も同様とします）。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役が交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じて定める数に、業績連動指標の実績値に応じて変動する業績連動係数を乗じた数のポイントを付与いたします。なお、かかる業績連動指標及び業績連動係数のレンジは指名・報酬委員会の答申を踏まえた当社の取締役会において決定するものとしますが、当初の対象期間における業績連動指標は、「連結経常利益」等とし、業績連動係数は0%から150%の範囲内とする予定としております。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり23,000ポイントを上限といたします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部又は一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株といたします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はいかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものといたします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

【ご参考】「取締役の個人別の報酬等の決定方針」について

2023年5月11日開催の取締役会で第109回定時株主総会にお諮りしている第3号議案の承認可決を条件として、取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容を変更することを決議しております。変更後の取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は以下に記載の通りです。

「取締役の個人別の報酬等の決定方針」**基本方針**

当社の取締役の報酬は、経営計画及び事業戦略を着実に遂行し、持続的な発展と中長期的な企業価値の増大に向けた経営を動機づける設計とし、報酬等の決定方針については、役員ごとの責任や経営への影響度を考慮し、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会が決定する。具体的には、取締役（社外取締役は除く）の報酬は、固定報酬（金銭）、業績連動報酬（金銭）及び業績連動株式報酬によって構成し、社外取締役の報酬は、業務執行の監督の職務の適正性を確保する観点から固定報酬のみで構成される。

なお、監査役の報酬は、固定報酬のみで構成され、監査役の協議により決定される。

①固定報酬の決定方針

固定報酬（監査役の固定報酬は除く）は、指名・報酬委員会において、外部専門機関による調査データ等に基づき、役員及び社長執行役員により提案された評価を基に、審議し、決定される。

②業績連動報酬の決定方針

業績連動報酬は、基本ベース額に達成度係数を乗じて決定される。ここで用いられる基本ベース額は、役員及び社長執行役員により提案された評価を基に、指名・報酬委員会が審議し、確定される。また達成度係数は、連結経常利益及び株主還元総額（配当総額と自社株取得総額の合計）の目標値に対する当該事業年度（前年度）の達成度により算定される。

③業績連動株式報酬の決定方針

業績連動株式報酬は、株式交付規程に基づき、目標指標に対する達成度に応じて事業年度ごとにポイント（1ポイントが1株に相当）として付与され、原則として退任時に、蓄積されたポイントに応じ、株式及び金銭が交付される。尚、付与されるポイントは、役員ごとの基礎ポイントに対し、指標となる連結経常利益の目標値に対する当該事業年度の達成度により、決定される。

④報酬の種類ごとの割合の決定方針

取締役（社外取締役は除く）の種類別の報酬割合については、外部専門機関による調査データに基づき、指名・報酬委員会において検討を行う。なお、報酬の種類ごとの比率目安は、固定報酬：業績連動報酬：業績連動株式報酬＝65：28：7とする（基準となる業績を100%達成の場合）。

⑤報酬等を与える時期または条件の決定方針

固定報酬及び業績連動報酬のいずれも、定期同額の金銭報酬にて支給する。また、業績連動株式報酬は、原則として退任時に保有するポイントに応じて、株式と金銭にて支給する。

■ 企業集団の現況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する防疫と経済活動との両立が進み、経済活動の回復や雇用情勢の改善など景気を持ち直しの動きが見られるものの、為替の急激な変動や原燃材料価格の高騰、消費者物価上昇が続いており、依然として不安定な状況が継続しております。

世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化及びロシアに対する各国政府の経済制裁の影響による原燃材料価格の高騰、欧米各国のインフレ圧力に対する金融引き締めによる金融システム不安や実体経済への影響懸念、中国のゼロコロナ政策による経済成長の鈍化と解除後の景気回復の持続性の懸念など、先行きは非常に不透明な状況が続いております。

このような経済環境の下、当社グループは積極的な販売活動を展開いたしました。2022年5月7日に株式譲渡を完了しました欧米自動車ガラス事業会社2社が、第1四半期連結会計期間の期首より連結対象から除外となった影響により、当期の売上高は169,309百万円と、前期比17.9%の減少となりました。

損益面につきましては、経営全般にわたる業務の効率化・合理化施策を推進し、加えて為替が円安に推移した影響もあり、経常利益は前期比7,700百万円増加の19,637百万円となり、前期は欧米自動車ガラス事業会社2社の株式譲渡契約締結により関係会社株式譲渡損失引当金繰入額48,404百万円を計上、当期は政策保有株式、固定資産の売却を実施し、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比82,338百万円改善の42,494百万円となりました。

なお、セグメント別の概況につきましては、「化成事業」を主に化学品、ファインケミカル、肥料に区分して説明しておりましたが、従前の区分での売上規模が変動してきたため、第1四半期連結会計期間より、化学品にファインケミカルに区分していた精密化学品を合わせた素材化学品と、精密化学品以外のファインケミカルを医療化学品、電子材料、エネルギー材料に区分し、肥料を加えた区分に変更しております。この変更は、概況をより適切にご説明することを目的としており、報告セグメントの事業としての影響はございません。

以下、事業別に概況をご報告いたします。

〈ガラス事業〉

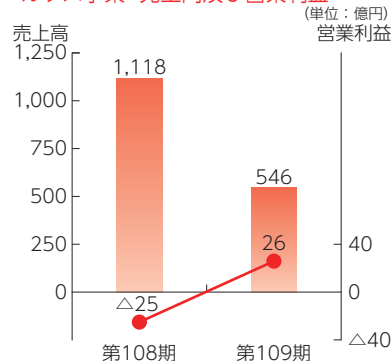
建築用ガラスにつきましては、建築需要は前期並に推移しましたが、前年に実施しました構造改善の取り組みとして不採算取引等の見直し、販売・生産拠点の適正規模への縮小、集約を進めた事により、売上高は前期を下回りました。

自動車用ガラスにつきましては、国内は、前期は半導体等の部品供給不足及び新型コロナウイルス感染症の流行による各自動車メーカーの生産調整の影響を受けていましたが、当期は第2四半期以降、部品不足改善に伴う自動車生産台数の回復に加え、原燃材料価格の高騰に対応し、製品価格の改定を実施したことから、売上高は前期を上回りました。海外につきましては、株式譲渡により欧米事業会社2社が当期期首より連結対象から除外となり、海外に区分する売上はなくなりました。

ガラス繊維につきましては、自動車分野において各自動車メーカーの減産の緩和や、原燃材料価格の高騰に対応し、製品価格の改定を実施したことから、売上高は前期を上回りました。

以上、ガラス事業の売上高は54,684百万円（前期比51.1%減）となり、損益につきましては2,662百万円の営業利益（前期比5,178百万円の改善）となりました。

ガラス事業 売上高及び営業利益



《化成事業》

素材化学品につきましては、ハイドロフルオロレフィン製品における次世代発泡剤の販売が好調に推移するとともに、原燃材料価格の高騰に対応し、ハイドロフルオロレフィン、機能材料、農薬関連各製品の製品価格の改定を実施したことから、売上高は前期を上回りました。

医療化学品につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた医薬関連製品の販売は回復傾向にあり、また、円安により輸出価格が上昇したことから、売上高は前期を上回りました。

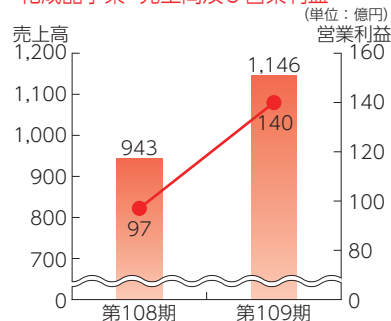
電子材料につきましては、半導体向け特殊ガス製品は前年末以降急激な半導体市場の減速が見られるものの、堅調であった上半期が下支えし売上高は前期を上回りましたが、前期の一部ガス製品の半導体用途以外での特需の反動と、レジスト材料などでユーザーの在庫調整があり、売上高は前期を下回りました。

エネルギー材料につきましては、EV市場の成長が続いており、リチウムイオン電池用電解液製品の販売が好調に推移し、原燃材料価格の高騰に対応し、製品価格の改定も実施したことにより、売上高は前期を上回りました。

肥料につきましては、一部品目で販売減がありましたが、原燃材料価格の高騰に対応した製品価格の改定により、売上高は前期を上回りました。

以上、化成事業の売上高は114,625百万円（前期比21.5%増）となり、損益につきましては14,095百万円の営業利益（前期比4,316百万円の増加）となりました。

化成事業 売上高及び営業利益



② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、電子材料製品製造設備、素材化学品製品製造設備などを中心に設備投資を行い、合計で7,061百万円の設備投資を実施いたしました。

■ 当連結会計年度継続中の主要な設備

電子材料製品製造設備	拡充	(宇部工場)
素材化学品製品製造設備	拡充	(川崎工場)

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、借入金、社債及び自己資金により賄っております。
なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は、前期比10,983百万円増の65,553百万円となりました。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、2022年5月11日開催の取締役会におきまして、当社が営む板ガラス及び関連製品の製造、加工及び販売事業を当社の完全子会社でありますセントラル硝子プロダクツ株式会社に承継させることとし、同社との間で2023年4月1日を効力発生日とする吸収分割契約を締結する決議を行っており、同日に、当該吸収分割を実施しております。なお、本会社分割は、当社の完全子会社へ事業部門を承継させる簡易吸収分割となっております。

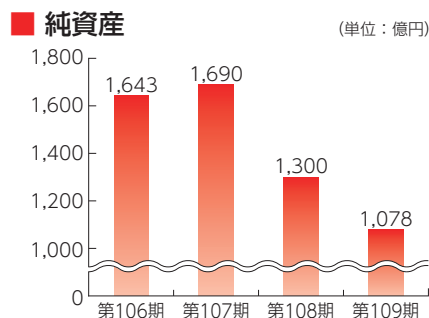
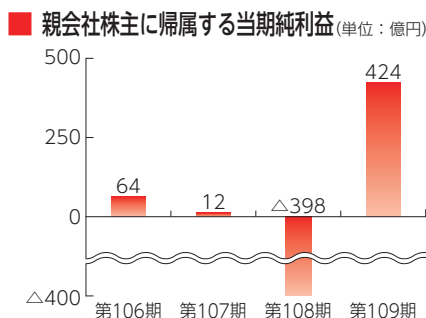
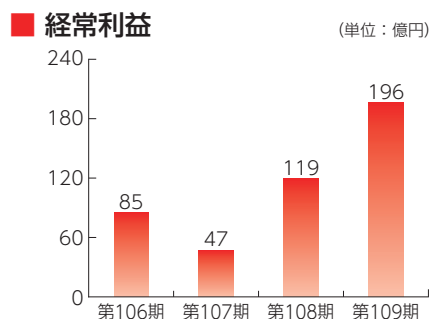
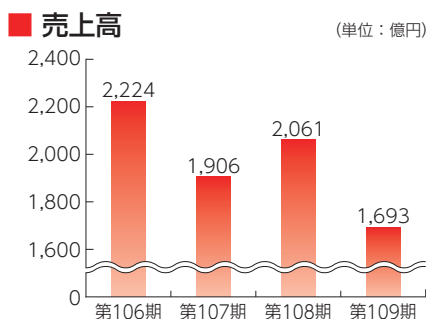
⑤ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制約は緩和される方向にあり、景気回復への好影響が期待される一方で、米国と中国の政治並びに景気動向、ウクライナ情勢を始めとする世界的な地政学的リスク、原燃材料価格の変動、物価上昇などの世界経済に対する懸念材料が依然として残っており、当社グループを取り巻く環境は今後も予断を許さない状況が続くものと思われま

す。当社グループといたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進など経営全般にわたる効率化を継続して進め、2023年4月1日に吸収分割により国内ガラス事業の会社分割を実施し、更なる事業構造改善を推進するとともに、中期経営計画で基本方針としている研究開発及び技術開発の強化と成長分野へ経営資源を重点的に投入することにより、グループ企業力の強化に努めてまいります。

⑥ 財産及び損益の状況

区分		第106期 (2020年3月期)	第107期 (2021年3月期)	第108期 (2022年3月期)	第109期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(億円)	2,224	1,906	2,061	1,693
経常利益	(億円)	85	47	119	196
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(億円)	64	12	△398	424
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	158.59	30.40	△984.58	1,222.21
純資産	(億円)	1,643	1,690	1,300	1,078
1株当たり純資産額	(円)	3,978.44	4,091.41	3,115.69	4,176.04
総資産	(億円)	2,964	2,849	2,906	2,210



⑦ 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	当議決権比率	主要な事業内容
セントラル化成(株)	百万円 310	% 100.0	被覆肥料、塩安、化成肥料及びその関連製品の製造、加工、販売
セントラル硝子販売(株)	200	100.0	建築、住宅用ガラスの加工、卸、販売、施工
(株)東商セントラル	30	100.0	各種物資の販売、保険代理業、貨物運送業、包装荷役
セントラルグラスファイバー(株)	375	100.0	ガラス長繊維、ガラス短繊維及びその関連製品の製造、加工、販売
セントラル・サンゴバン(株)	301	65.0	自動車用加工ガラス及びその他ガラス製品の購入、販売、輸出入
セントラルガラスチェコs.r.o.	20,000 千チェココルナ	100.0	リチウムイオン電池用電解液の製造、販売
浙江中硝康鵬化学有限公司	115,092 千元	60.0	リチウムイオン電池用電解液及びフッ素ケミカルの製造、販売
上海中硝商貿有限公司	1,365 千元	100.0	ガラス製品、化学製品、化学肥料、ガラス繊維等の卸売、輸出入
ジェイセル株式会社	11,500 百万ウォン	65.0	リチウムイオン電池用電解液の製造、販売及び技術サービスの提供
基佳電子材料股份有限公司	50,000 千新台幣ドル	71.5	情報・電子産業用特殊ガス製品及び化学品の販売

- (注) 1. 議決権比率欄は、当社保有割合及び子会社が保有する間接保有割合の合計を記載しております。
2. 重要な子会社は、主に総資産の基準により選定しております。

⑧ 主要な事業内容

● ガラス事業

建築用ガラス

フロート板ガラス、型板ガラス、網入板ガラス、熱線反射ガラス、加工ガラス（エコガラス、複層ガラス、防災安全合わせガラス、防犯ガラス、合わせガラス、強化ガラス、防火用強化ガラス）、鏡、防曇鏡、装飾ガラス

日本国内の建築、住宅産業向けを主として、スタンダードな製品から高機能、特殊用途まで、多様なガラス製品を提供しています。特に安全で安心な住環境と、環境負荷の軽減・省エネルギー化を主眼とした製品の拡充を進めております。

自動車用ガラス

赤外線カットガラス、紫外線カットガラス、アンテナ付きガラス、プライバシーガラス、モジュールガラス、遮音ガラス、熱線付きガラス、ヘッドアップディスプレイ用ガラス、各種安全ガラス

国内の主要な自動車メーカーに安全性、快適性、デザイン性が高く最新の技術動向に対応した高品質で多様な製品を提供しております。

ガラス繊維

長繊維、短繊維

長繊維（グラスファイバー）と短繊維（グラスウール）の両分野の製品を提供しています。自動車関連用途、電子材料用途等を中心として、特殊な素材・製品への展開に注力しております。

● 化成品事業

素材化学品

ハイドロフルオロオレフィン、農薬原体・中間体、有機フッ素化学品、フッ化水素酸、ポリ塩化アルミニウム

環境性能に優れた次世代発泡剤、溶剤のハイドロフルオロオレフィン製品をはじめ、農薬原体・中間体、モノマー等、各種産業の基礎材料となる有機・無機化学製品を提供しております。

医療化学品

医薬品原薬・中間体、医療用素材

世界の吸入麻酔薬の中心をなす医薬品原薬や、その他医薬品原薬・中間体等を提供しております。

電子材料

半導体プロセス用高純度ガス、PK剤、レジスト材料

当社が世界に先駆けて開発した半導体製造装置用クリーニングガスや半導体回路パターン倒壊防止剤（パターンキーパー）等を提供しております。

エネルギー材料

リチウムイオン電池用電解液

電池の出力特性向上や長寿命化に高い効果を持つ当社独自添加剤を使用した機能性電解液を提供しており、電気自動車などの大型リチウムイオン電池に使用されております。

肥料

被覆肥料、塩加燐安、NK化成、塩安、有機化成

省力・労力軽減・低コストに貢献する被覆肥料を中心に、主に水稻用肥料を提供しております。

⑨ 主要な事業所（2023年3月31日現在）

(1) 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	東京都	基盤化学研究所	埼玉県
宇部工場	山口県	機能化学研究所	山口県
松阪工場	三重県	New-STEP研究所	埼玉県
川崎工場	神奈川県		

(2) 子会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
セントラル化成(株)	東京都	セントラルガラスチェコS.R.O.	チェコ
セントラル硝子販売(株)	東京都	浙江中硝康鵬化学有限公司	中国
(株)東商セントラル	東京都	上海中硝商貿有限公司	中国
セントラルグラスファイバー(株)	三重県	ジェイセル株式会社	韓国
セントラル・サンゴバン(株)	東京都	基佳電子材料股份有限公司	台湾

⑩ 従業員の状況（2023年3月31日現在）

事業部門	従業員数
ガラス事業	1,381名
化成品事業	1,969名
合計	3,350名

⑪ 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入残高
	億円
シンジケートローン	100
(株)みずほ銀行	89
(株)三井住友銀行	83
(株)山口銀行	28
農林中央金庫	26
三井住友信託銀行(株)	23

(注) シンジケートローンは、(株)みずほ銀行をエージェントとする協調融資によるものであります。

⑫ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

■ 会社の現況

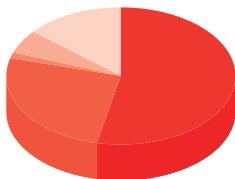
① 株式の状況（2023年3月31日現在）

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 171,903,980株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 42,975,995株（自己株式18,164,057株を含む） |
| (3) 株主数 | 10,299名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	4,279千株	17.25%
(株)日本カストディ銀行（信託口）	1,557	6.28
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	1,228	4.95
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	663	2.67
(株)山口銀行	640	2.58
(株)日本カストディ銀行（三井住友信託銀行退職給付信託口）	629	2.54
CG取引先持株会	520	2.10
CG協力会社持株会	517	2.09
日本マスタートラスト信託銀行(株)（退職給付信託口・山口銀行口）	447	1.80
日本生命保険相互会社	386	1.56

(注) 1. 当社は、自己株式を18,164,057株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

● 所有者別状況



	持 株 数	持 株 比 率
■ 個人・その他	22,925千株	53.34%
■ 金融機関	11,172	26.00
■ 金融商品取引業者	565	1.32
■ その他の国内法人	2,356	5.48
■ 外国法人等	5,955	13.86

② 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	清水 正	
代表取締役 副社長執行役員	前田 一彦	化成品事業統括、経営管理室、化成品事業企画部、独占禁止法遵守推進委員会、安全保障貿易管理委員会、コンプライアンス推進委員会、サステナビリティ委員会 担当
代表取締役 専務執行役員	宮内 徹	経営管理室、経理部、情報システム部、財務報告リスク評価委員会、サステナビリティ委員会 担当
取締役 常務執行役員	久米 孝司	化成品技術企画部、環境安全部、宇部工場、川崎工場、環境・安全推進委員会、サステナビリティ委員会 担当
取締役 常務執行役員	入澤 稔	硝子事業統括、硝子販売部、自動車機材部、硝子企画部、硝子繊維部 担当 [重要な兼職の状況]セントラル硝子プロダクツ(株) 代表取締役社長
取締役 常務執行役員	巻 幡 良 忠	人事部、キャリア・クリエーション・センター、購買部、硝子販売部、硝子企画部 担当
取締役	西出 徹 雄	
取締役	鯉沼 希 朱	[重要な兼職の状況]弁護士 あさひ法律事務所 パートナー
取締役	河田 正 也	[重要な兼職の状況]明治ホールディングス(株)社外取締役
常勤監査役	富岡 孝 夫	
常勤監査役	村田 正 徳	
監査役	堀 正 明	
監査役	河合 弘 行	
監査役	西村 俊 英	[重要な兼職の状況]日本コンクリート工業(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役西出徹雄氏、同鯉沼希朱氏及び同河田正也氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役堀正明氏、同河合弘行氏及び同西村俊英氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役西出徹雄、同鯉沼希朱、同河田正也、監査役堀正明、同河合弘行、同西村俊英の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 4. 常勤監査役の村田正徳氏は、当社の監査業務および部門長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当事業年度中に退任した監査役

退任時の地位	氏名	退任日	退任理由
常勤監査役	近藤 隆 寛	2022年6月29日	任期満了

【ご参考】

当社は執行役員制度を導入しており、2023年3月31日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は以下のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な役職
常務執行役員	徳島傳三	硝子企画部、環境安全部、松阪工場、環境・安全推進委員会、サステナビリティ委員会 担当
常務執行役員	徳永敦之	監査部、硝子品質保証室、化成品品質保証室、品質保証統括部、グループ品質コンプライアンス委員会 担当
常務執行役員	石井章央	化成品技術企画部、化成品生産技術センター、知的財産部、基盤化学研究所、機能化学研究所、New-STEP研究所 担当
常務執行役員	七井秀寿	電子材料営業部 担当、基佳電子材料股份有限公司 董事長、基佳電子材料商貿(上海)有限公司 董事長、浙江中硝博瑞商貿有限公司 董事長
常務執行役員	辻岡章一	エネルギー材料営業部 担当、ジェイセル株式会社 代表理事、セントラルガラステコ代表取締役、浙江中硝康鵬化学有限公司 董事長
常務執行役員	赤松佳則	素材化学品営業部、医療化学品営業部、アグリ・パイオ事業推進室 担当
執行役員	毛利勇	宇部工場長
執行役員	川北泰三	硝子販売部長
執行役員	金井哲男	経営管理室長
執行役員	川瀬将昭	松阪工場長
執行役員	瀬古雅裕	セントラル・サンゴバン(株)代表取締役社長
執行役員	岡村真一	硝子企画部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員（取締役兼務者を除く）、子会社の取締役及び監査役、関係会社及び出資先へ派遣された取締役及び監査役であります。

被保険者は、株主代表訴訟に関する保険料を負担しております。

当該保険契約により、株主や第三者等から損害賠償請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約に免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

(4) 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の金銭報酬の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い答申し、取締役会から委任を受けた代表取締役も基本的にその答申を尊重して報酬等の内容を決定しているため、取締役会は個別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①個人別の報酬等（固定報酬）の額又は算定方法の決定方針

固定報酬は、役職、職責、役割、評価に応じて、外部専門機関による調査データに基づき、当社の事業規模・業種に類似する企業の報酬水準、当社従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

なお、業務執行から独立した立場である、社外取締役及び監査役には、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとする。

②業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、役職、職責、役割、評価ごとの変動報酬の基本ベース額に業績連動報酬に係る指標の基準として連結経常利益及び一株当たり配当額に対する当該事業年度（前年度）の業績達成度合いに応じて設定する係数により、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

適宜、環境の変化に応じて同委員会の答申を踏まえた見直しを行う。

③固定報酬等、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と事業規模・業種に類似する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は同委員会の答申内容を尊重することを条件に、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定する。

なお、報酬の種類ごとの比率目安は、固定報酬：業績連動報酬＝7：3とする（基準となる業績を100%達成の場合）。

④取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

固定報酬及び変動報酬である業績連動報酬のいずれも、定期同額の金銭報酬にて支給する。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員が具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長執行役員は、当該答申の内容を尊重し決定しなければならないこととする。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	265 (31)	191 (31)	73 (-)	- (-)	9 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	59 (23)	59 (23)	- (-)	- (-)	6 (3)
合 計	324	250	73	-	15

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額3,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
3. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は3名）、監査役は5名（うち社外監査役は3名）であります。上記の表には、当期末の末日までに退任した監査役1名を含んでおります。
4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結経常利益及び一株当たり配当額であり、その実績は連結経常利益が11,936百万円（2021年度）、一株当たり配当額が75円/年（2021年度）であります。当該指標を選択した理由は、継続的な利益成長と株主還元を実現していくための指標として重視しているからであります。また当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して業績達成度合いに応じて設定する係数を乗じて算定されております。
5. 取締役会は、代表取締役社長執行役員 清水 正氏に対し各取締役の基本報酬及び業績連動報酬についての決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の求められる役割及び達成度について評価を行うには代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会は指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長執行役員は、当該答申の内容を尊重し決定しなければならないこととしております。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係及び独立性

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況及び社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要、重要な兼職先と当社との関係及び独立性
西出徹雄	社外取締役	取締役会 19回/19回 (100%)	<p>・主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>出席した取締役会においては、長年にわたる行政官、大学教授及び業界団体の運営に携わった幅広い経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
			<p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性 記載すべき事項はありません。</p>
鯉沼希朱	社外取締役	取締役会 19回/19回 (100%)	<p>・主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>出席した取締役会においては、長年にわたる弁護士として企業法務に関する豊富な経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
			<p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性 重要な兼職先は(1)取締役及び監査役の状況に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。</p>

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要、重要な兼職先と当社との関係及び独立性
河田 正也	社外取締役	取締役会 17回/19回 (89%)	<p>・主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>出席した取締役会においては、長年にわたる会社経営に携わった豊富な経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性</p> <p>重要な兼職先は(1)取締役及び監査役の状況に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。</p>
堀 正明	社外監査役	取締役会 19回/19回 (100%) 監査役会 17回/17回 (100%)	<p>・主な活動状況</p> <p>出席した取締役会及び監査役会においては、事業法人等において監査役を務め、また長年にわたる業務に携わってこられた豊富な経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性</p> <p>記載すべき事項はありません。</p>
河合 弘行	社外監査役	取締役会 19回/19回 (100%) 監査役会 17回/17回 (100%)	<p>・主な活動状況</p> <p>出席した取締役会及び監査役会においては、事業法人等において長年にわたる業務・経営に携わってこられた経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性</p> <p>記載すべき事項はありません。</p>

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要、重要な兼職先と当社との関係及び独立性
西村 俊英	社外監査役	取締役会 19回／19回 (100%) 監査役会 17回／17回 (100%)	<p>・主な活動状況</p> <p>出席した取締役会及び監査役会においては、太平洋セメント株式会社等において長年にわたる業務、経営に携わってこられた豊富な経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <hr/> <p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性</p> <p>重要な兼職先は日本コンクリート工業(株)であり、その他に記載すべき事項はありません。</p> <p>また、同氏は太平洋セメント株式会社の出身であり、当社と当社との間には取引関係がありますが、その取引金額は2022年度において当社売上原価の0.1%未満であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく同氏は独立性を有すると考えております。</p>

(注) 1. 社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準は、以下の基準に抵触しない人物としております。

- (a) 当社を主要な取引先とする人物又はその業務執行者
 - (b) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
 - (c) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家
 - (d) 当社の主要株主又は主要株主の業務執行者
 - (e) 当社又はその子会社の業務執行者
 - (f) 当社又はその子会社の非業務執行取締役（社外監査役の場合）
2. 当社は、上記の全社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 会計監査人の状況

(1) 名称 八重洲監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等に対する監査役会の同意理由

- 「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、監査役会は、会計監査人の報酬等の適正性に関し、会計監査人から提示された監査方針・監査計画の内容及び前期との比較、職務遂行状況、前期の報酬等との比較、経理部門との意見交換などに基づき、当社グループの監査環境及び内部統制システムに対するリスク評価等を踏まえた適切な体制及び計画のもとで会計監査を遂行するのにふさわしい報酬であると判断いたしましたので、会計監査報酬に同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者も含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の最大化を目的とし、投資と資金調達の最適化を重視した資本構成を目標としております。利益配分にあたりましては、企業体質の強化を図るため、研究開発や設備投資など将来の事業展開のための内部留保の充実を考慮しつつ、長期的視点に立って業績に見合った安定的な配当を行うことを基本方針としております。

株主様への利益還元につきましては、株主総還元性向に加えDOE（自己資本配当率）を指標として設定しております。

これにより、当事業年度の期末配当金は、1株につき77円50銭とさせていただきます。当事業年度の年間の配当金は、中間配当金37円50銭と合わせて1株当たり115円となります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	115,101	流動負債	61,073
現金及び預金	17,844	支払手形及び買掛金	21,681
受取手形、売掛金及び契約資産	42,978	短期借入金	10,759
商品及び製品	27,977	1年内償還予定の社債	10,000
仕掛品	2,495	未払費用	7,344
原材料及び貯蔵品	19,314	未払法人税等	814
その他	4,608	契約負債	916
貸倒引当金	△ 116	賞与引当金	1,242
		事業構造改善引当金	445
		その他	7,868
固定資産	105,989	固定負債	52,155
有形固定資産	69,898	社 債	18,000
建物及び構築物	82,986	長期借入金	26,334
減価償却累計額	△ 62,800	繰延税金負債	283
建物及び構築物 (純額)	20,185	特別修繕引当金	1,676
機械装置及び運搬具	149,714	退職給付に係る負債	5,571
減価償却累計額	△ 126,658	その他	288
機械装置及び運搬具 (純額)	23,056		
土 地	20,693	負 債 合 計	113,228
建設仮勘定	2,195	純 資 産 の 部	
その他	21,757	株主資本	93,474
減価償却累計額	△ 17,989	資本金	18,168
その他 (純額)	3,768	資本剰余金	8,109
無形固定資産	980	利益剰余金	127,977
その他	980	自己株式	△ 60,781
投資その他の資産	35,109	その他の包括利益累計額	10,008
投資有価証券	23,696	その他有価証券評価差額金	5,832
長期貸付金	47	繰延ヘッジ損益	34
退職給付に係る資産	3,304	為替換算調整勘定	3,609
繰延税金資産	7,073	退職給付に係る調整累計額	532
その他	1,121	非支配株主持分	4,378
貸倒引当金	△ 133	純 資 産 合 計	107,861
資 産 合 計	221,090	負 債 純 資 産 合 計	221,090

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		169,309
売上原価		126,342
売上総利益		42,966
販売費及び一般管理費		26,208
営業利益		16,757
営業外収益		
受取利息	252	
受取配当金	617	
持分法による投資利益	1,526	
為替差益	829	
受取ロイヤリティー	1,176	
その他	1,296	5,698
営業外費用		
支払利息	326	
休止固定資産費用	265	
固定資産廃棄損	699	
アドバイザー等費用	458	
その他	1,070	2,819
経常利益		19,637
特別利益		
固定資産売却益	15,132	
投資有価証券売却益	12,035	
為替換算調整勘定取崩益	1,549	28,717
特別損失		
固定資産売却損	65	
減損損失	39	
投資有価証券売却損	502	
事業構造改善費用	2,029	
関係会社株式売却損	1,099	
関係会社清算損	0	3,736
税金等調整前当期純利益		44,618
法人税、住民税及び事業税	1,102	
法人税等調整額	114	1,216
当期純利益		43,401
非支配株主に帰属する当期純利益		906
親会社株主に帰属する当期純利益		42,494

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,168	8,109	88,465	△ 6,402	108,340
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 2,982		△ 2,982
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			42,494		42,494
自 己 株 式 の 取 得				△ 54,378	△ 54,378
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	39,511	△ 54,378	△ 14,866
当 期 末 残 高	18,168	8,109	127,977	△ 60,781	93,474

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	13,725	286	2,863	868	17,744	3,977	130,063
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 2,982
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							42,494
自 己 株 式 の 取 得							△ 54,378
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 7,892	△ 252	745	△ 335	△ 7,735	400	△ 7,334
当 期 変 動 額 合 計	△ 7,892	△ 252	745	△ 335	△ 7,735	400	△ 22,201
当 期 末 残 高	5,832	34	3,609	532	10,008	4,378	107,861

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	84,729	流動負債	52,717
現金及び預金	8,806	支払手形	1,878
受取手形	1,605	買掛金	9,833
売掛金	22,318	短期借入金	18,895
商品及び製品	18,166	1年内償還予定の社債	10,000
仕掛品	1,191	未払金	2,264
原材料及び貯蔵品	12,502	未払費用	6,993
前払費用	170	契約負債	65
短期貸付金	13,093	未払法人税等	57
未収入金	6,200	預り金	941
その他	674	賞与引当金	712
貸倒引当金	△ 0	事業構造改善引当金	390
		その他	687
固定資産	95,291	固定負債	50,733
有形固定資産	55,879	社 債	18,000
建 物	50,782	長期借入金	26,334
減価償却累計額	△ 40,840	退職給付引当金	5,161
建物（純額）	9,942	特別修繕引当金	1,229
構築物	19,488	その他	8
減価償却累計額	△ 14,741		
構築物（純額）	4,747		
機械及び装置	122,418		
減価償却累計額	△ 107,353		
機械及び装置（純額）	15,064		
車両運搬具	380		
減価償却累計額	△ 359		
車両運搬具（純額）	21		
工具、器具及び備品	18,326		
減価償却累計額	△ 15,500		
工具、器具及び備品（純額）	2,826		
土 地	21,290		
建設仮勘定	1,985		
無形固定資産	627		
ソフトウェア	585		
その他	42		
投資その他の資産	38,785		
投資有価証券	10,676		
関係会社株式	17,703		
長期貸付金	656		
長期前払費用	141		
繰延税金資産	6,128		
その他	3,546		
貸倒引当金	△ 66		
資 産 合 計	180,021		
		負 債 合 計	103,451
		純 資 産 の 部	
		株主資本	70,710
		資本金	18,168
		資本剰余金	8,075
		資本準備金	8,075
		利益剰余金	105,214
		利益準備金	2,430
		その他利益剰余金	102,784
		特別償却積立金	285
		固定資産圧縮積立金	1,008
		別途積立金	62,850
		繰越利益剰余金	38,640
		自己株式	△ 60,748
		評価・換算差額等	5,859
		その他有価証券評価差額金	5,824
		繰延ヘッジ損益	34
		純 資 産 合 計	76,569
資 産 合 計	180,021	負 債 純 資 産 合 計	180,021

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		95,459
売上原価		72,197
売上総利益		23,262
販売費及び一般管理費		15,285
営業利益		7,976
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,517	
その他	4,595	7,112
営業外費用		
支払利息	340	
その他	1,978	2,319
経常利益		12,770
特別利益		
固定資産売却益	15,108	
投資有価証券売却益	12,035	
関係会社清算益	718	
関係会社株式売却益	81	27,944
特別損失		
固定資産売却損	10	
減損損失	39	
投資有価証券売却損	502	
関係会社株式評価損	4,221	
関係会社清算損	0	
事業構造改善費用	2,026	
関係会社債権放棄損	3,787	10,588
税引前当期純利益		30,126
法人税、住民税及び事業税	△ 806	
法人税等調整額	218	△ 587
当期純利益		30,713

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 利 余 金 資 準 備 金	利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本計 合 計
			利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計		
				特別償却 積立金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	18,168	8,075	2,430	284	1,087	62,850	10,834	77,486	△ 6,369	97,360
当 期 変 動 額										
特別償却積立金の積立				83			△ 83	－		－
特別償却積立金の取崩				△ 82			82	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 79		79	－		－
剰 余 金 の 配 当							△ 2,984	△ 2,984		△ 2,984
当 期 純 利 益							30,713	30,713		30,713
自 己 株 式 の 取 得								－	△ 54,378	△ 54,378
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	1	△ 79	－	27,806	27,728	△ 54,378	△ 26,649
当 期 末 残 高	18,168	8,075	2,430	285	1,008	62,850	38,640	105,214	△ 60,748	70,710

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	13,724	286	14,010	111,371
当 期 変 動 額				
特別償却積立金の積立				－
特別償却積立金の取崩				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰 余 金 の 配 当				△ 2,984
当 期 純 利 益				30,713
自 己 株 式 の 取 得				△ 54,378
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 7,899	△ 252	△ 8,151	△ 8,151
当 期 変 動 額 合 計	△ 7,899	△ 252	△ 8,151	△ 34,801
当 期 末 残 高	5,824	34	5,859	76,569

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区
代表社員 公認会計士 齋藤 勉
業務執行社員
代表社員 公認会計士 渡邊 考志
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 西山 香織

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラル硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区
代表社員 公認会計士 齋藤 勉
業務執行社員
代表社員 公認会計士 渡邊 考志
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 西山 香織

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営

者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

セントラル硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 富岡孝夫 ㊞
常勤監査役 村田正徳 ㊞
社外監査役 堀正明 ㊞
社外監査役 河合弘行 ㊞
社外監査役 西村俊英 ㊞

以上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会の議決権：毎年3月31日 期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
公告方法	電子公告の方法により行います。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

○住所変更、单元未満株式の買取・買増等のお申出先について

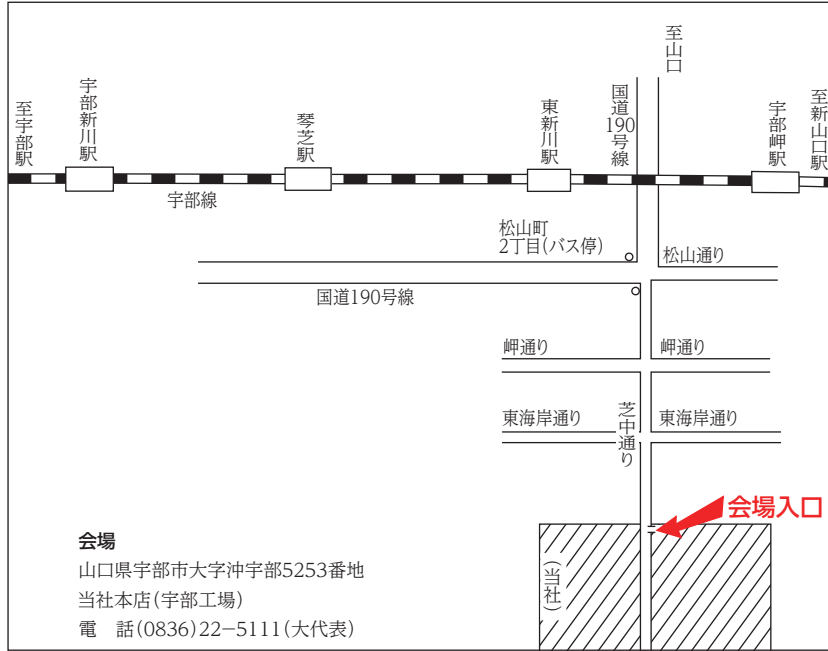
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

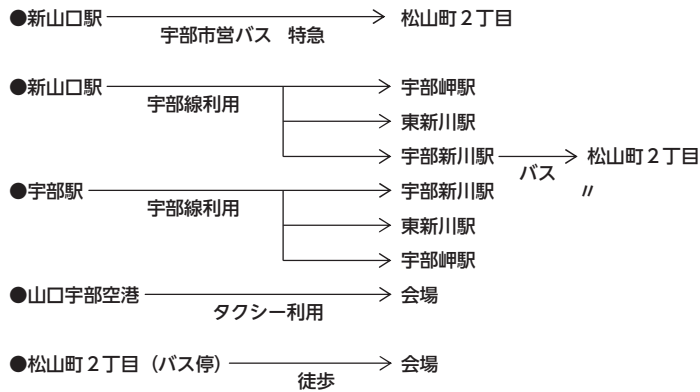
○未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場案内図



交通



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。